

令和7年度 第六回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和7年9月3日（水）

1 開 会

2 議 題

- （1） 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）
- （2） 異議申出審議
- （3） その他

3 閉 会

令和7年度 第四回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和7年9月3日(水)

- No.1 令和7年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(茨城県労働組合総連合 令和7年8月29日受理)…P287
- No.2 令和7年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(茨城県自治体労働組合連合 令和7年8月29日受理)…P289
- No.3 令和7年度茨城地方最低賃金審議会の改定決定に対する異議申立書
(茨城県高等学校教職員組合 令和7年8月29日受理) …P290
- No.4 2025年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(全日本年金者組合茨城県本部 令和7年8月29日受理) …P291
- No.5 令和7年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(全労連・全国一般労働組合茨城地方本部 令和7年8月29日受理) …P292
- No.6 令和7年茨城地方最低賃金審議会の改定決定に対する異議申出書
(全日本建設交運一般労働組合茨城県本部 令和7年8月29日受理) …P293

2025 年 8 月 29 日

茨城労働局長
佐藤 悦子 殿

311-3121 茨城県東茨城郡茨城町谷田部 295
茨城県労働組合総連合
議長 鈴木 貴之
Tel 029-219-1031

令和 7 年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の向上に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、今年 8 月 18 日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、現行の 1005 円から 69 円引き上げて 1074 円にすることを答申しました。目安額より 6 円アップの 69 円引き上げは、全国的に見ても高い引き上げ額であり、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。

しかし、物価高の中で生活に困っている非正規労働者、特に女性労働者にとっては今すぐ 1500 円以上を実現し、1700 円をめざして欲しいというのが基本的な要求です。茨城労連としては、以上のような現状を踏まえると満足いく答申額にはなっていないと言わざるを得ません。

最低賃金の全国一律制を国に求め、全国一律制を実現して労働者の県外流出を食い止め、人手不足対策を充実すべきです。また、最低賃金を段階的に 1500 円以上にすることで高卒初任給の引き上げ等、労働者の賃金底上げを実現すべきです。また、最低賃金 1500 円以上を実現するためには、中小企業支援を充実させることは言うまでもないことです。

以上の点から、茨城労連として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申しあげます。

記

【異議の内容】

- (1) 茨城県の最低賃金額を 69 円引き上げ、1074 円とした答申には不服です。茨城県の最低賃金を今すぐ 1500 円以上に引き上げるため、再審議を求めます。
- (2) 最低賃金の全国一律制を国に求め、全国一律制を実現して労働者の県外流出を食い止め、人手不足を解消すること。
- (3) 最低賃金を 1500 円以上に引き上げるため、税や社会保険料の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援策を国や県に要請すること。
- (4) 2025 年度の最低賃金の発効日を 10 月 1 日に戻すこと。

【異議を申し立てる理由】

- (1) 最低賃金 1074 円では、低賃金に加え急激な物価高の中で、困窮する非正規労働者・特に女性労働者の生活を守ることができません。最低賃金を今すぐ 1500 円以上に引き上げること。

2024 年 12 月に茨城労連が行った県内全市町村対象の「公契約アンケート」では、県内の市町村役場で働く会計年度任用職員（非正規職員）は全職員の 42.8%を占め、最も低い職員の時給平均が 12 月以降の改訂後に 1134 円でした。

会計年度任用職員の 80.9%を女性が占めています。公務に限らず、非正規労働者の多数を女性が占めるという現状の中で、貯金もできず将来に展望が持てなくなった女性の生活苦が近年大きな社会問題になっています。茨城県は、男女間の賃金格差が全国 46 位となっていますが、最低賃金額の低さが男女間の賃金格差を作り出していて、ジェンダー平等の観点からも最低賃金の大幅引き上げが喫緊の課題になっています。また、女性が多く働いている看護や介護、保育などのケア労働者の賃金が低いことは、中途退職者が多くなり、結果的に公的行政サービスを受けられない県民が増えることになってしまいます。

現役時代に低賃金であったため、低年金になっている高齢女性は生活のためにアルバ

イトやパートで働いていますが、最低賃金近傍で働かざるを得なくなっています。若者や女性、高齢者が、最低賃金が低いために県民の消費意欲が伸びず、健全な地域経済を作り出すことができません。

- (2) 最低賃金の全国一律制を国に求め、全国一律制を実現して労働者の県外流出を食い止め、人手不足の解消を進めてください。

今年の国の目安はCランクが54円で、A・Bランクが53円で、初めてCランクがA・Bランクを上回りました。地域間格差の解消を考えた結果と考えられますが、1円の格差では地域間格差を解消することはできません。

最低賃金の地域間格差を解消することは喫緊の問題です。最低賃金を全国一律にして、最低賃金の低い茨城から最低賃金の高い千葉や東京に労働者が流失するのを食い止め、茨城県内の人手不足を解消する必要があります。

茨城は、東京などに比べれば生活費は安いという意見がありますが、確かに東京は住宅費などは高いものの、逆に茨城では公的交通機関が未整備なため車がないと生活できません。車の購入費や維持費、毎日のガソリン代などは値上がりが続けています。食事代などは東京も茨城も変わりませんから、生活費に格差がないのが実際のところですよ。

そして、最低賃金が高い都県ほど時給が高くなる傾向があるので、茨城で働くよりも千葉や東京で働いた方が賃金が高くてよいということになり、労働者の県外流出が止まらなくなってしまっています。

- (3) 最低賃金を1500円以上に引き上げるため、税や社会保険料の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援策を国や県に要請すること。

今年の茨城地方最低賃金審議会でも、最低賃金を引き上げるためには中小企業支援が欠かせないとして、中小企業支援を国や県に求めるとして、中小企業支援の重点項目を決定しました。

非常に重要な審議結果ですが、中小企業支援を具体化するためには大企業の内部留保に課税するなどして、税や社会保険料の事業主負担を軽減するなど具体的な中小企業支援を国の責任で拡充することが欠かせません。

また、中小企業支援については、中小企業の経営者からどのような中小企業支援があれば、賃金を上げられるかについて聞き取るなどの取り組みが欠かせません。こうした取り組みは、国でも県でも積極的に取り組む必要があります。

- (4) 2025年度の最低賃金の発効日を、今年は10月12日からにするということが茨城地方最低賃金審議会で決定しました。しかし、非正規で働いている労働者は最低賃金が上がらないと賃金が上がりません。例年なら10月1日が発効日で、12日になるとその期間は時給1005円で働くことになり、不利益を被ることになります。

こうした実態を考えると発効日を10月1日に戻すべきだし、来年以降は10月1日を厳守する必要があります。

以上。



2025 年 8 月 29 日

茨城労働局長
佐藤 悦子 殿〒300-3261 つくば市花畑三丁目 9-10
茨城県自治体労働組合連合
執行委員長 濱野 真
Tel 029-864-2548

令和 7 年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の向上に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、8 月 18 日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、関東地方で比較すると他県の答申額を上回る 69 円を引き上げ、1,074 円とする旨が答申されました。審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。

しかしながら、8月28日現在、群馬県で本県を9円も上回る78円の引き上げが答申されただけでなく、直近上位13位の北海道が65円引き上げ、1,075円とする旨が答申されたことから、わずか1円差で当県の「全国14位」の位置は変わらない状況となります。「14位現状維持」と「13位に上昇」では、印象が全く違うばかりか、6月に開催された「県・労働団体・経済団体の三者による意見交換」において目標とされた「全国9位相当の経済実態との乖離を今後5～7年間で解消していく」を確実に実行に移していくには、更なる引き上げが必要であると考えられるだけでなく、「一人当たりの県民所得」が令和4年度に全国第3位となったことを筆頭に、総合指数を算出するための諸指標について、本県は毎年上昇傾向が続いており、経済実態そのものについても現在の「全国9位」から、将来的にさらに上位となることも十分考えられ、これを見越した更なる最低賃金額引き上げが今から必要であると考えます。

以上の事実を踏まえ、改めて、最低賃金の地域間格差を是正することは、労働者の県外流出を防止し、人手不足とそれによる県民サービス低下防止対策として有効な手段であることを主張するとともに、茨城県自治体労働組合連合として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申しあげます。

記

1. 地域間の最低賃金額の格差は、様々な業種の賃金や住民生活に大きな影響を与えると考えられることから、一刻も早く「本県の経済実態に見合った」最低賃金額の実現に向け、本県でも 69 円を上回る大幅な引き上げ額とするよう、再審議を求めます。

【異議の趣旨】

8 月 28 日現在で答申額の出された 37 都道府県中、中央審議会が示した目安額を上回る引き上げ額を答申したのは 29 道府県、内 5 県(群馬県も該当)は 10 円以上の引き上げ額が答申されました。中央審議会が示した目安額そのものが昨年比 13～14 円と大きく引き上げられたにも関わらず、約 8 割の道府県がそれを上回る引き上げ額を答申したことは過去にも例が無く、最低賃金額の低い地方を中心に、危機感をもって懸命に隣県との格差を是正したい意思の表れであると考えます。本県もこの流れに後れをとらず、一刻も早い「全国 9 位相当の経済実態」に見合った最低賃金額とするだけでなく、他県への人材流出を防ぐため現在隣県比較で全国で 13 番目の格差となる最大 73 円(埼玉県との比較)の差を一刻も早く解消するために更なる引き上げを求めます。



2025 年 8 月 29 日

茨城労働局長
佐藤 悦子 殿



〒310-0852

水戸市平須町表原 1 番 93
茨城県高等学校教職員組合
執行委員長 蓮田 斉

令和 7 年度茨城地方最低賃金審議会の改定決定に対する異議申立書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の改善に向け、ご尽力されている茨城労働局の皆様にご心より敬意を表します。

しかし、8 月 18 日に茨城地方最低賃金審議会が答申した「現行 1,005 円から 69 円引き上げ、1,074 円とする」という内容は、物価高騰が続く中で県民、とりわけ非正規労働者や若年層の生活を守るには到底不十分であり、私たちとしては到底容認できません。

教育現場に立つ私たちは、生徒が「学びながら安心して生活できる環境」を守る立場から、最低賃金の抜本的引き上げを強く求めます。特に高校生は進学・就職に備えて多くの費用を要し、学習用端末・教材費・交通費などが家計を直撃しています。現状の水準では、アルバイトをせざるを得ず、労働と学習の両立が困難となり、学習権の侵害につながっています。

【異議の項目】

1. 茨城県の最低賃金額を 69 円引き上げ、1,074 円とした答申には不服です。
茨城県の最低賃金を今すぐ 1,500 円以上に引き上げ、1,700 円をめざすことを求め、再審議を強く要請します。
2. 最低賃金の全国一律制を国に求め、地域間格差を解消し、県外流出を食い止めること。
3. 高校生を含む若年層が「学ぶ権利」を保障されるよう、最低賃金制度に若年労働者保護の視点を組み込み、併せて中小企業支援策を拡充すること。

【異議を申し立てる理由】

- (1) 最低賃金 1,074 円では生活できない。

食料・光熱費・交通費などの物価高騰は止まらず、1,074 円では非正規労働者や高校生アルバイトが「普通に生活する」ことすらできません。特に学習費負担が重い高校生にとっては、最低賃金の大幅な引き上げが教育の継続を保障する前提条件です。

- (2) 地域間格差が生徒の生活と学習を脅かす。

茨城県の最低賃金は隣接する東京・千葉に比べて低く、県南地域では「高い時給を求めて県外に働きに行く」高校生も存在します。通学や生活時間が削られ、教育環境に悪影響を与えています。地域格差をなくし、どこに住んでいても同じ最低賃金が保障される全国一律制度の確立が急務です。

- (3) 若年層・教育現場への影響。

高校生や若年労働者は労働法知識や交渉力が弱く、不安定雇用や低賃金にさらされやすい立場です。最低賃金制度は彼らを守る「最後のセーフティネット」であり、教育の質を守るためにも、制度の社会的役割を強化すべきです。あわせて、事業主負担軽減や公的支援による中小企業支援を拡充し、賃金引き上げを現実的に進めることが求められます。

以上の観点から、私たち茨城県高等学校教職員組合は、令和 7 年度茨城地方最低賃金審議会の答申に対し、強く異議を申し立てます。

2025 年 8 月 29 日

茨城労働局長

佐藤 悦子 殿

茨城県水戸市見川 5-127-281

全日本年金者組合茨城県本部

委員長 大橋 詔子

2025年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

日頃より、茨城県内の労働者の賃金をはじめ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに敬意を表します。8月18日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、現行1005円から69円引き上げて1074円にすることを答申しました。国の審議会の引き上げ目安額に6円を上乗せし、全国的に見ても高い引き上げ額であり、審議会のご努力に敬意を表します。

しかし、この間の異常な物価上昇や、公費負担の増、75歳以上の医療費窓口負担の2倍化、消費税の引き上げなどに加え、公的年金受給額の実質切り下げが続けられてきています。私たち高齢者を巡る生活環境は、毎年厳しさを増しています。

今回最低賃金が時給69円増という答申が出されました。月150時間労働とすると、13,350円の増額ということになります。とても生活苦を改善するにはほど遠い額といわざるを得ません。また都市部に比べ、交通への経費など生活費がかさみます。地方の賃金が都市部に比べ低くてよいという妥当性は感じられません。再審議の上、全国一律に時給1500円実施に急ぎ近づけることを要請いたします。

さて年金者組合の先の意見書で申しましたが、月額10万円未満の年金受給者は2231万人にも上ります。特に女性に低年金が多く、女性受給者のうち10万円未満が約87%に及びます。また無年金者は推計100万人に及ぶと言われています。

65歳以上の高齢者人口は3623万人で、年金だけでは生活できない高齢者も年々増加し、高齢者の就業者数は914万人といまや過去最多となっています。

日本の高齢者の就業率は主要国の中でも高い水準にあり、2019年のデータ（総務省）では24.9%でこの10年間で伸び率は5.3%に達しています。

さらに重要なことは、高齢者の就業者の77.3%が非正規の職員・従業員であり、そのうちパート・アルバイトの割合が52.7%と最も高くなっています。

つまり生活を維持するために働かざるを得ない高齢者が増えていますが、労働条件は低く非正規労働契約を余儀なくされているのが大半ということです。賃金・労働条件改善が急務であることをご理解の上対応していただきたくよろしくお願いいたします。

以上。



2025 年 8 月 29 日

茨城労働局
佐藤 悦子 殿



300-0415 茨城県稲敷郡美浦村美駒 2500-2
全労連・全国一般労働組合茨城地方本部
執行委員長 見代 昌巳

令和7年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の向上に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、今年の最低賃金、中央最低賃金審議会は8月4日、2025年度最低賃金について、全国加重平均を63円(6.0%)引き上げる目安を厚生労働大臣に答申しました。このまま引き上げが行われれば、全国平均1,118円(前年度1,055円)となります。過去最高の引き上げ額ではありますが、政府目標の「2020年台に1,500円を実現する」のには、年7.3%の引き上げが必要です。

本県、茨城地方最低賃金審議会(会長・清山玲茨城大教授)は、18日、2025年度の最低賃金を1時間あたり69円引き上げ、1,074円とするよう茨城労働局の佐藤悦子局長に答申しました。引き上げ幅は6.9%で、引き上げ額ともに過去最高です。

全国一般茨城地本として今回の最低賃金改訂にあたり、私たち労働組合のめざすところは、最低賃金全国一律1,500円が目標なので、過去最高の改定幅・改訂額ではありますが、2020年台に1,500円とする政府目標、年7.3%の引き上げにも及ばない、低水準と言わざるを得ません。

最低賃金の全国一律制を国に求め、全国一律制を実現して労働者の県外流失を食い止め、人手不足対策を充実し、また、最低賃金を段階的に1,500円以上にすることで高卒初任給の引き上げ等、労働者の賃金底上げを実現すべきです。また、最低賃金1,500円以上を実現するためには、中小企業支援を充実させることは言うまでもありません。地域間格差解消と全国一律最低賃金1,500円、そして1,700円の実現に向けて引き続きご審議の程お願い申し上げます。

以上、全国一般茨城地本として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申し上げます。

記

【 異議の項目 】

- (1) 茨城県の最低賃金を69円引き上げ、1,074円とした答申には不服です。茨城県の最低賃金を今すぐ1,500円以上に引き上げるため、再審議を求めます。
- (2) 最低賃金の全国一律制を求め、全国一律制を実現して労働者の県外流失を食い止め、人手不足を解消すること。
- (3) 最低賃金を1,500円以上に引き上げるため、税や社会保険料の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援策を国や県に要請すること。

【 異議を申し立てる理由 】

- (1) 最低賃金1,074円では、低賃金に加え急激な物価高で、困窮する非正規労働者・特に女性労働者の生活を守ることが出来ません。
- (2) 最低賃金の全国一律制を国に求め、全国一律制を実現して労働者の県外流失を食い止め、人手不足の解消を進めてください。
- (3) 最低賃金を1,500円以上に引き上げるため、税や社会保険料の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援策を国や県に要請すること。国や県の積極的取り組みを求めます。

2025年8月29日

茨城労働局長
佐藤 悦子 殿

土浦市おおつ野8丁目14番1号
全日本建設交運一般労働組合茨城県本部
執行委員長 鈴木 貴之

令和7年茨城地方最低賃金審議会の改定決定に対する異議申出書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の向上に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆様に心から敬意を表します。

さて、今年の8月18日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、現行の1005円から69円引き上げて1074円にすることを答申しました。69円の引き上げはこれまでにない引き上げ額であり、審議会の皆さんのご奮闘に敬意を表します。

しかし、1074円という最低賃金額は、茨城労連と多くの県内労働者が求めている「茨城の最低賃金を今すぐ1500円以上をめざすべき」という要求に合致するものではありません。また、最低賃金近傍で働く労働者にとっては、円安や物流コストの上昇等の影響もあり2022年以降からの急激な物価高騰に対し生活が困難になっています。

建交労として、今回の答申に対して下記の通り異議を申し上げます。

記

1. 茨城県の最低賃金額を69円引上げ、1074円とした答申には物足りません。段階的に1500円以上に引き上げるために再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差を解消するため全国一律最低賃金制を実現するよう国に対し要請してください。
3. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、すべて公開の場で審議してください。

【異議を申し立てる理由】

最低賃金1074円では、急激な物価高騰の中で人間らしい「健康で文化的な最低限度の生活」が出来ません。

労働組合が訴える最低賃金額1500円以上は、国会内でも議論がすすめられている所です。茨城の最低賃金額を一日でも早く1500円に引き上げ全国一律最低賃金制を確立することが求められています。

